

下妻市告示第32号

下妻都市計画用途地域を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年3月20日

下妻市長 菊池



1 都市計画案の概要

都市計画の用途地域について、しもつま中央工業団地を工業専用地域に変更する。
また、当該地域の建築形態を建ぺい率60%以下、容積率200%以下に制限する。

2 縦覧場所

下妻市本城町二丁目22番地
下妻市建設部都市整備課

下妻都市計画 用途地域の変更（下妻市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（下妻市）

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の後退 距離の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の 高さの限度	その他及び 備考
第一種 低層住居 専用地域	約 120 ha	8/10 以下	4/10 以下	—	—	10m	割合
	約 4.4 ha	10/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	
	約 15 ha	10/10 以下	5/10 以下	—	165㎡	10m	
小 計	約 139 ha						約 23.0 %
第二種 低層住居 専用地域	約 7.6 ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	10m	約 1.3 %
小 計	約 7.6 ha						
第一種 中高層住居 専用地域	約 26 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 4.3 %
小 計	約 26 ha						
第二種 中高層住居 専用地域	約 41 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 6.8 %
小 計	約 41 ha						
第一種 住居地域	約 125 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 20.7 %
小 計	約 125 ha						
第二種 住居地域	約 22 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 3.6 %
小 計	約 22 ha						
準住居地域	約 28 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 4.6 %
小 計	約 28 ha						
田園住居地域	約 0 ha	—	—	—	—	—	約 0.0 %
小 計	約 0 ha						
近隣商業 地 域	約 25 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 4.1 %
小 計	約 25 ha						
商業地域	約 13 ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 2.2 %
小 計	約 13 ha						
準工業地域	約 3.8 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 0.6 %
小 計	約 3.8 ha						
工業地域	約 38 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 6.3 %
小 計	約 38 ha						
工業専用 地 域	約 136 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 22.5 %
小 計	約 136 ha						
合 計	約 604 ha						100.0 %

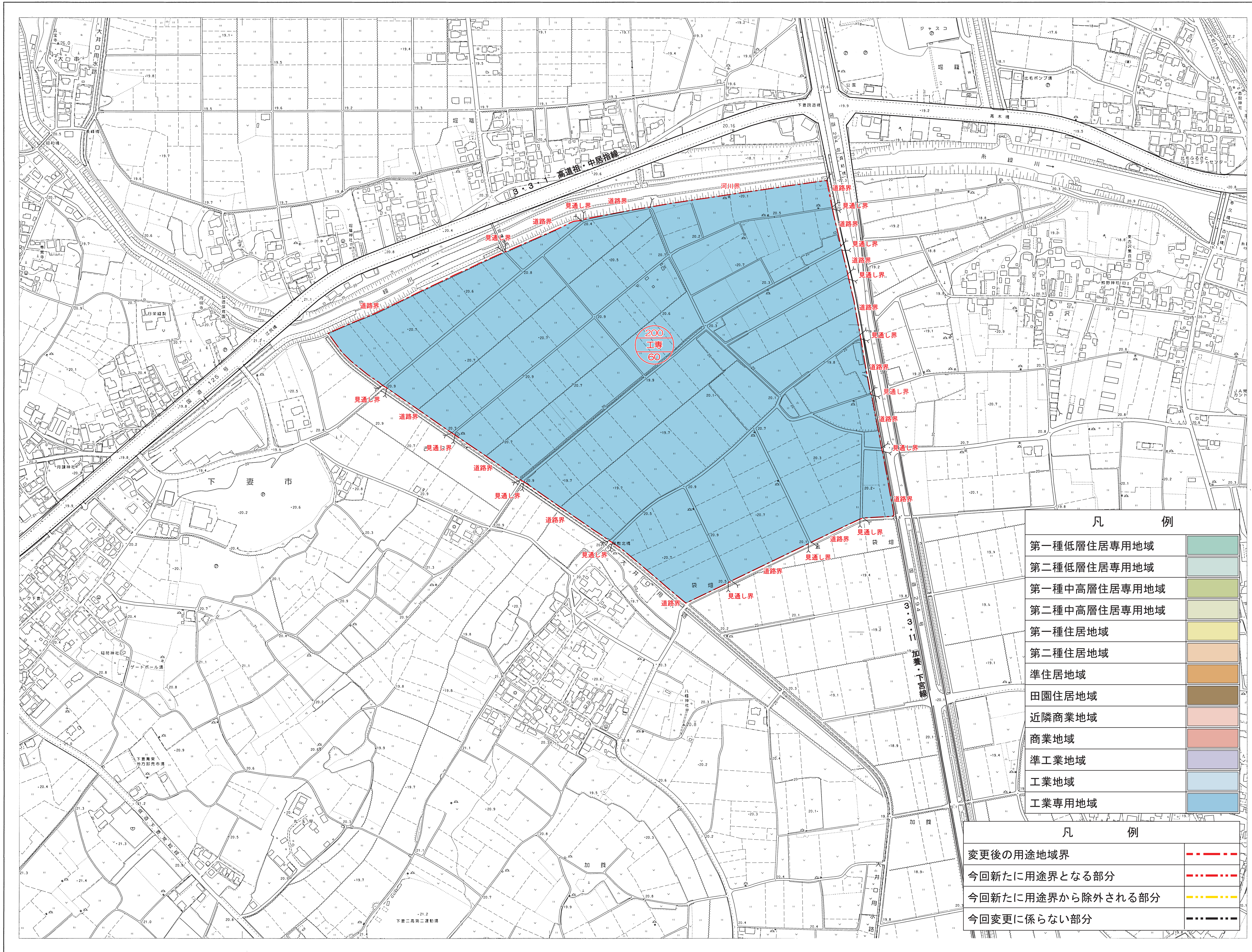
「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

※10ha以上の箇所は、各々整数値に修正

【理 由】

新規工業団地としての計画的な土地利用を図るため、用途地域を変更するものである。

下妻都市計画区域 用途地域 計画図



行政区画
区域
下妻市

記号

△	25.6	三	角		
○	25.62	角	の	頂	点
□	25.6	角	の	頂	点
▽	25.6	角	の	頂	点
◇	25.62	角	の	頂	点
×	25.62	角	の	頂	点
●	25.4	角	の	頂	点
○	25.4	角	の	頂	点
○	25.4	角	の	頂	点

田	田園住居地域
近	近隣商業地域
商	商業地域
準	準工業地域
工	工業地域
工	工業専用地域

凡例

第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第二種低層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	準住居地域
第二種住居地域	田園住居地域
近隣商業地域	商業地域
準工業地域	工業地域
工業専用地域	

凡例

変更後の用途地域界	---
今回新たに用途界となる部分	---
今回新たに用途界から除外される部分	---
今回変更に係らない部分	---

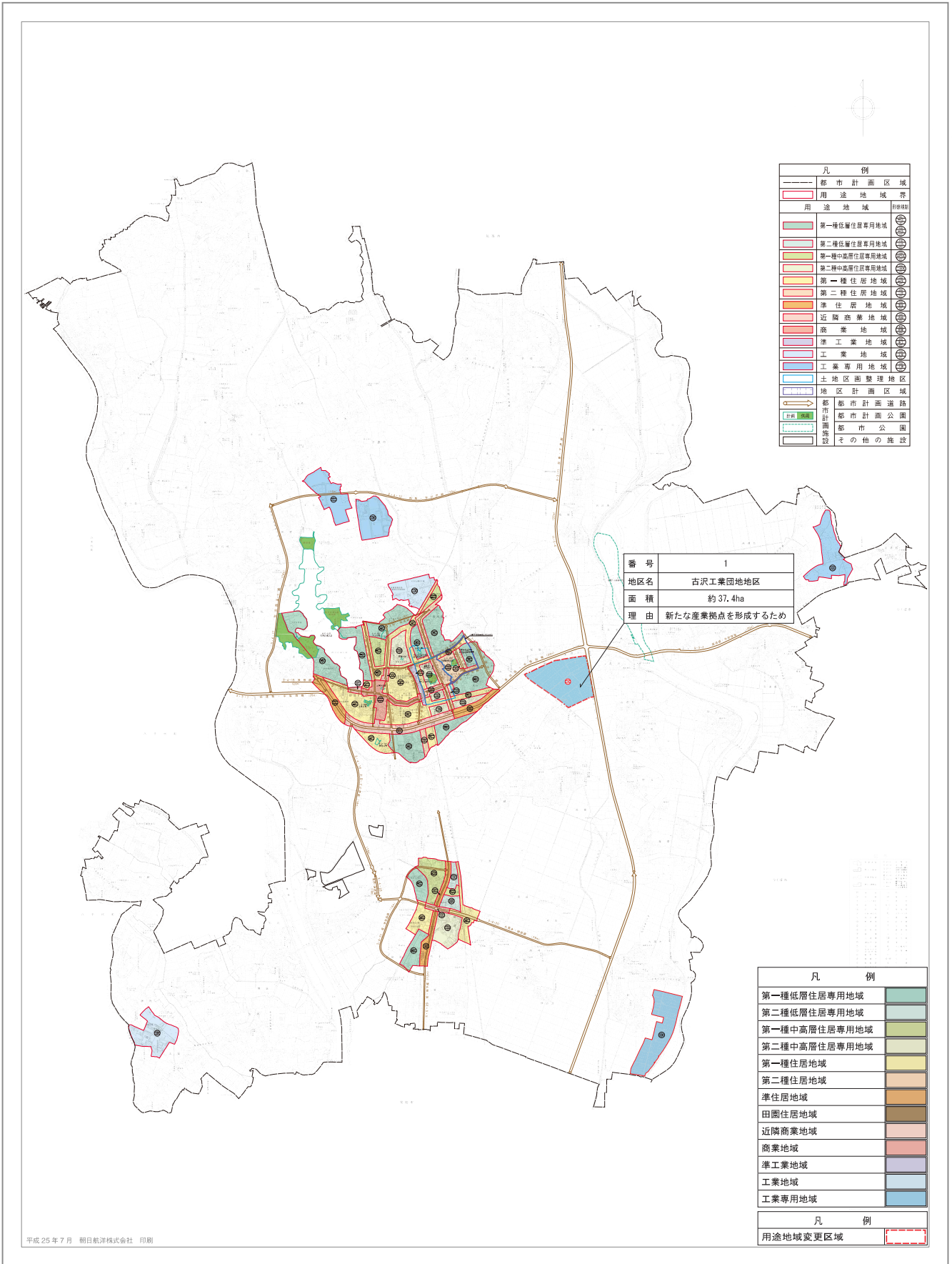
株式会社都市計画センター 調整

平成 0年 0月 0日
平成 10年 0月 0日
平成 20年 0月 0日
平成 30年 0月 0日
平成 40年 0月 0日
デジタル化

1:2,500

この用途地域は、建設省国土院の承認を得て同院所管の測量図に基き作成されたものである。
（承認番号）第 7 号 第 10 号
「この測量図は、国土院の承認及び測量員を有する同院所管の測量員が測量成果を使用して作成したものである。
（承認番号）第 10 号 第 10 号」

下妻都市計画用途地域図



昭和株式会社調製

平成 25 年 7 月 朝日航洋株式会社 印刷

平成 19 年作成

この地図は、平成19年7月修正の下妻市1:25,000都市計画図6を縮小、編集したものである。

座標系 世界測地系
等高線間隔 10m

1:25,000



【この測量成果は、建設省国土院院長の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（測図番号）平 19、開公 第 106 号】
【この測量成果は、国土院院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（測図番号）平 19、開公 第 374 号】

下妻市